

諮問日：令和4年10月5日（高第707号）

答申日：令和8年5月14日（答申第204号）

件名：特定個人に対するいじめ行為に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年4月22日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、以下のとおり、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

事件の内容

宮城県〇〇〇〇〇高等学校に通学していた〇〇〇〇は、令和3年12月2日から4日まで同校の修学旅行に行っていた。その旅行中に、〇〇が、複数人から裸の動画を撮影され、〇〇の意図しないところでスマートフォンを利用して複数の生徒に当該動画を拡散された（いじめの対象行為）。その後、SNSなどでも動画のやり取りがなされていた。

私（〇〇〇〇〇）は、同校に対して、上記のいじめ行為について調査を行うように、求めるとともに、加害者の特定を要求した。

同校は、調査は行ったというが、調査の結果を全然提出せず、加害者の情報も提供しない。

そこで、本件についての行政文書の開示及び個人情報の開示を請求する。

開示請求の対象

上記事件に関する、①実施機関で作成した文書・書類等一式、②同校が作成した文書・書類、同事件の調査に使用した文書・書類・音声データ等一式、③実施機関と同校との間でやり取りがなされた文書・書類等一式

- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理

由を付して、令和4年5月26日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件開示請求の対象は、特定の個人に関する内容が含まれており、文書の存否を明らかにすれば、個人の権利利益が害されるおそれがある。これらの情報は条例第8条第1項第2号に該当することから、本件開示請求については、条例第11条により存否を明らかにしないもの。

- 3 審査請求人は、令和4年8月26日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求の対象となる文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の直接の目的は、いじめの被害児童である審査請求人の子の権利回復のためである。しかし、いじめの調査実施機関がいかなる調査を行い、いかなる対応をとったかについては、当事者たちはもとより、県民・市民の関心事であり、なるべく可能な限りの情報の開示が行われるべきである。これは条例の趣旨・理念にも合致する考えであると思慮する。
- (2) 条例は、情報公開請求に対しては原則として開示処分を行うことを旨としているのであるから、条例第8条第1項第2号に規定する「個人の権利利益が害されるおそれ」は限定的に解釈・運用されるべきであり、処分時において上記のおそれ等があるとはいえない部分についてまで非開示とすることは違法・不当である。
- (3) 本件において、宮城県〇〇〇〇〇高等学校側が行ったアンケートにおける個人名等は、条例第8条第1項第2号に規定する特定の個人に関する内容といえるかもしれないが、アンケートの内容やその取りま

とめの結果についてまで、上記のおそれがある内容とはいえない。他の文書についても、なぜ文書の存否を明らかにすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあるのか全く不明であり、非開示のための理由付けにされているとしか考えられず、このような考え方は条例の趣旨を反対解釈しているものである。また、いじめ防止対策推進法は、第23条第5項及び第28条第2項で学校又は学校設置者の情報提供義務を定めており、いじめに関する情報について可能な限り全ての文書が開示されるべきである。

- (4) 弁明書では、本件開示請求の対象行政文書が、「特定の個人に関する内容・情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであると判断した」とする。

本件は、世間でも衆目を集めているいじめに関する対応についての関連文書である。経験則上学校側（学校及び教育委員会）は、特にいじめ事案において、いじめそのものが存在しないとする、後手後手に回った対応を隠蔽するなどの事例が多く、市民において学校側の対応を検証する機会がない。

個人識別情報が開示できないことは、当該個人保護の観点からそのとおりであるが、学校側の対応についての検証を行うという公益的な観点からすれば、条例第8条第1項第2号は限定的に解釈されるべきである。

本件処分では、学校側がいじめ問題について、対応を行ったのか否かすら判断ができない。いじめ問題について全く対応を行っていないのであればそれは問題であるし、対応を行っているのであれば、個人識別情報を非開示とした上で一部開示を行うべきである。それすらも難しいということであれば、別途対応したことについての何らかの説明を行うべきである。

いずれにせよ、本件処分は、条例の趣旨・理念を全く無視したものであり、取り消されるべきである。

- (5) 弁明書では、「宮城県〇〇〇〇〇〇高等学校では調査の過程で確認できた中で確実と思われる情報は生徒及び審査請求人へ伝えており」としている。

しかし、審査請求人らは、これら情報共有がない又は足りないからこそ、本件開示請求及び審査請求を行っているのである。審査請求人らが、調査報告書について求めた際にも、当該学校には条例に基づく

手続を経なければ交付できないと拒否されており、学校側が調査を行ったのか否かすら検証ができない状態であった。

また、弁明書において「その結果として謝罪の場が設けられてもいる」としているが、当該生徒が加害者から謝罪を受けたことはなく、いかなる事実から謝罪の場が設けられているとしているのか説明を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、条例の趣旨・理念から、「可能な限りの情報の開示が行われるべきである」と主張している。条例第3条第1項では、「実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」とする一方で、「この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」としており、非開示情報として、条例第8条第1項第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」とある。

本件開示請求の対象行政文書は、宮城県〇〇〇〇〇高等学校で令和3年12月、〇〇〇〇に対して起きた裸の動画撮影、その後の動画拡散に関する実施機関及び同校で作成した文書等一式並びに実施機関と同校との間でやり取りがなされた文書等一式であり、これらは、特定の個人に関する内容・情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものと判断した。

- 2 審査請求人は、「条例第8条第1項第2号に規定する『個人の権利利益が害されるおそれ』は限定的に解釈・運用されるべきであり、処分時において上記おそれ等があるとはいえない部分についてまで非開示とすることは違法・不当である」と主張している。宮城県〇〇〇〇〇高等学校で令和3年12月、〇〇〇〇に対して起きた裸の動画撮影、その後の動画拡散に関する実施機関及び同校で作成した文書等一式並びに実施機関と同校との間でやり取りがなされた文書等一式は、個人の権利利益が害されるおそれがあるものと判断した。

- 3 本件処分については、本件開示請求の対象行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報である特定の個人に関する情報を開示することとなると判断した。
- 4 審査請求人は、いじめ防止対策推進法第23条第5項及び第28条第2項の規定に基づき、「いじめに関する情報について可能な限り提供すべきである」と主張しているが、宮城県〇〇〇〇〇高等学校では調査の過程で確認できた中で確実と思われる情報は生徒及び審査請求人へ伝えており、一部関係生徒やその保護者とも必要な情報の共有化を図り、その結果として謝罪の場が設けられてもいる。学校側は、いじめ防止対策推進法及び個人情報保護法の趣旨に基づき、適切に情報共有と情報提供を行っているともみらるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報とし

て保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、第2の1に記載した内容であり、実施機関は、本件開示請求の対象は、特定の個人に関する内容が含まれており、文書の存否を明らかにすれば、個人の権利利益が害されるおそれがあり、これらの情報は条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報に該当するとして条例第11条の規定を適用していることから、以下その該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求は、個人を特定した上でなされており、本件特定個人

に係る特定学校におけるいじめに関する行政文書が実施機関により作成されたか否かに関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、法令の規定により、又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イには該当しない。また、公務員の職務遂行に係る情報とも認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定学校において本件特定個人がいじめの被害を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることと同様の結果が生じ、同号の非開示情報を開示することとなるため、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のおり、本件存否情報は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当せず、非開示情報に該当する。したがって、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで当該非開示情報を開示することになるとして、条例第11条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4. 10. 5	○ 諮問を受けた。(諮問第265号)
令和 8. 3. 25 (第470回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 8. 4. 14 (第471回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和8年5月14日現在）

氏名	区分	備考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	